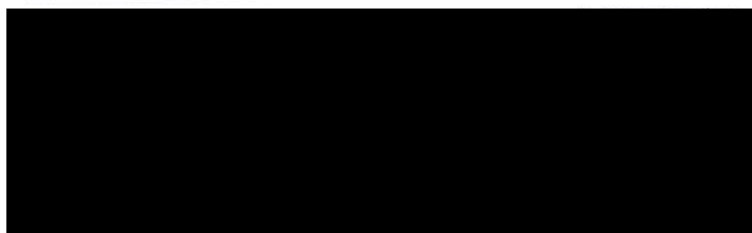


伊勢原市協働事業提案書



令和元年10月1日

伊勢原市長 殿



住 所 伊勢原市板戸645-5

団体名 「麦踏み塾」

代表者氏名 本杉 正和



伊勢原市市民協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり提案します。

提 案 区 分	市民提案型協働事業
協 働 事 業 名	伊勢原産「湘南小麦」を広めるプロジェクト
添 付 資 料	(1) 団体概要（第2号様式） (2) 協働事業実施計画書（第3号様式） (3) 協働事業収支予算書（第4号様式） (4) 規則、定款、規約、会則その他これに準ずるものの写し (5) 会員、構成員の名簿の写し (6) 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し

令和元年 10 月 1 日現在

団 体 名	むぎふみじゅく 「麦踏み 塾」	
所 在 地	〒 259-1145 伊勢原市板戸 6 4 5 - 5	
代 表 者 名	もと すぎ まさ かず 本 杉 正 和	
設 立 年 月	2 0 1 5 年 8 月	
会員の状況	会員 9 人（うち伊勢原市民 6 人）	
業 務 内 容	伊勢原で契約栽培されるパン用小麦は、石臼製粉により付加価値が付けられプレミアム小麦として都内に流通している。この「湘南小麦」をブランド化し、地域特産品として育て、耕作地の拡大につなげていく。	
主な公益活動の実績	平成25年より独自開催として農家、製粉所、ベーカリー共同の食育イベント活動として「麦踏み塾」を立上げ、周辺地域から多くの参加者を集め、読売新聞、神奈川新聞又NHK始めBS朝日・TVK等マスコミにも取り上げられ紹介された。平成27年度よりは市協働事業として応援をいただき開催。又、平成 27 年～28 年の 2 年間 都市農村共生・対流総合対策交付金事業として「湘南小麦パン祭り in 世田谷」「かながわ食育フェスタ」での湘南小麦PR、そして市内大田地区にて引き続き平成 29-31 年に「麦踏み」「麦刈り」を実施し、参加者は学校関係を除き約 550 名の多数に及び、学校関係を合わせると約 1000 名になります。	
連絡担当者	氏名	た ぞう みね いち 田 雑 峯 一
	所属	「麦踏み塾」 事務局
	電話	■
	FAX	0463-57-3085(ムル ア ラ ムル)
	e-mail	■

第4号様式（第6条関係）

協働事業収支予算書

協働事業名	伊勢原産「湘南小麦」を広めるプロジェクト
団体名	「麦踏み塾」

収入の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量、単価等)
協議会収入	200,000円	「麦踏み塾」イベント参加費収入 (目標) 1,000円×200人
収入合計額	200,000円	

支出の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量、単価等)
会 議 費	40,000円	弁当スタッフ延べ 40×@500 等
試食品費	120,000円	パン 200×@150、ハチミツ・オーリーブオイル 400×@100 等
消耗品費	30,000円	紙皿・紙コップ・リボン等
レジャー保険	10,000円	200×@50
支出合計額	200,000円	

伊勢原産「湘南小麦」を広めるプロジェクトに関する協働事業協定書

伊勢原市(以下「市」といいます。)と「麦踏み塾」(以下「市民活動団体」といいます。)は、伊勢原産「湘南小麦」を広めるプロジェクト(以下「事業」といいます。)に関し、次のとおり協働事業の協定を締結します。

1 事業の目的

本市大田地区は、稲作を中心とした優良な農地を有す地区として、農道や用水路について農業経営に資する環境整備が行われています。この環境を生かし、稲作に続けてブランド小麦「湘南小麦」を栽培し、農業経営の安定化を目指すとともに、小麦栽培の工程である「麦踏み」を通じて、市外からの来訪者を呼び込み、もって、シティプロモーションにつなげていくことを目的とします。

2 協定の目的

本協定は、事業の実施に当たり、市と市民活動団体との関係や役割分担、相互協力の内容等を定めるものです。

3 協働に関する原則

市と市民活動団体は、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) お互いが対等かつ協力的な関係を保つよう心がけます。
- (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係をつくります。
- (3) お互いの活動を理解し、その主体性・自主性を尊重します。
- (4) 個人情報の保護に考慮しながら、協働の過程や結果等の情報を公開し、市民の理解を得るように努めます。
- (5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。
- (6) 一定の時期に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討します。

4 役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア 情報提供

市は、市民活動団体に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業の実施に当たり、会場と必要な備品を確保します。
- ii 市広報紙及び市ホームページにより、事業の周知を行います。
- iii 本事業実施に当たり、助言やアドバイスを行います。

ウ 報告書に関すること

市は、市民活動団体が作成した報告書の内容を検討し、市政に生かすよう努めます。

(2) 市民活動団体の役割と責務

ア 情報提供

市民活動団体は、市に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 目的を達成するため、事業を総括します。

ii 小麦農家、製粉プラント、製パン店、三者の関係性を生かし、「湘南小麦」の全国周知を図ります。

iii 麦踏みなどのイベント開催により、市内外からの来訪者の増加に寄与します。

iv 小麦作付け面積の拡大を狙い、近隣耕作者へ麦作のメリットなどを案内します。

v その他、事業開催に関わるすべてを行います。

ウ 情報公開

市民活動団体は、事業実施の経過・内容・成果等について、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をします。

エ 個人情報の保護

市民活動団体は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、個人情報に関するものについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

5 相互の連絡調整

市と市民活動団体は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議等を開催して協議します。

6 協定の有効期限

本協定の有効期限は、令和2年6月30日までとします。

7 事業の評価等

市民活動団体と市は、事業の実施後に事業の評価を行います。

8 その他

本協定に定めのない事項で、事業を実施する上で必要と認められるものについては、市民活動団体と市が協議して定めるものとします。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、市民活動団体は、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

令和元年10月/7日

(市)

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 高山 松太郎

(市民活動団体)

伊勢原市板戸645-5

「麦踏み塾」

代表 本杉 正和